

学校番号	学 校 名	入学年度		組	出席番号	通し番号

様式第1号（第5条第1項及び第3項関係）

年 月 日

群馬県教育委員会 様

### 高等学校等学び直し支援金

#### 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

#### 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金を受給した場合は、不正に受給した額の全部を直ちに返還します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和 年 月 日 平成
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称・課程	

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※別紙の留意事項 口①～⑦に該当する者は、学び直し支援金の受給資格認定の申請ができません。

(1)	高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
		学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
		学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
(2)	学び直し支援金の支給期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日
		学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日

↓ 裏面に続く

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いざれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input type="checkbox"/>	7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
--------------------------	----------------------	--------------------------	------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいざれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合				
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいざれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤ウから⑧までのいざれかの□にレ印を付けてください。)	□	ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合		
		□	イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合			
		□	ウ •離婚、死別等により親権者が1人の場合、 •親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等 具体的な状況【】			
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)				
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合				
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいざれかの□にレ印を付けてください。)				
		□	ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合			
		□	イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合			
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいざれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等				
		(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。				
		⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいざれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合				

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

**【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)**

学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手續を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日(学校受付印)

## 高等学校等学び直し支援金の留意事項及び記入上の注意について

## 留意事項

- イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。
- ロ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。
- ① 過去に国公私立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
  - ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者）
  - ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者  
※ 平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。
  - ④ 高等学校等を退学したことのない者
  - ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制は24月）受けた者
  - ⑥ 生徒が履修する科目的単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下、単位制高等学校等という）に入学した者である場合、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超える者
  - ⑦ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 不正に学び直し支援金を受給した場合は、不正に受給した額の全部を直ちに返還しなければなりません。
- ホ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。
- ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則として毎年、群馬県教育委員会が定める期限までに、「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第1号）を提出する必要があります。
- ト 正当な理由がなく群馬県教育委員会が定める期限までにこの届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められますので、必ず提出してください。

## 記入上の注意

- 【1. 高等学校等の在学期間等について】の欄は、次によって記入してください。
- (1) 高等学校等における在学期間
- 複数の学校に在学した場合には、在学した全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していないなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入して下さい。

## (2) 学び直し支援金の支給期間

- イ 過去に学び直し支援金の支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間について記入する必要はありません。
- ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含みます。

## 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)⑤から⑦までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①、③又は④に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。